

石川県公報

平成 25 年 8 月 16 日
第 1 2 6 2 1 号（金曜日）
毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定	(水産課) 1	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(県民交流課) 2
○県道の区域の変更	(道路整備課) 1	○土地区画整理組合の設立認可公告	(都市計画課) 3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 1		

告 示

石川県告示第366号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成25年8月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

内灘町、折戸、七尾灘、能登島北、能登島南

石川県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年8月16日から同月30日まで縦覧に供する。

平成25年8月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
金沢井波線	下記区間を道路区域から除外する。				県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市二俣町イ2番1地先から 金沢市二俣町地97番2地先まで		5.80～19.50	862.0	

石川県告示第368号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成25年8月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

城山5号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次直線で結んだ線及び標柱9号と標柱1号とを町道城山線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
鳳珠郡穴水町字川島ウ7番2	1号
〃 〃 〃 〃 〃	2号
〃 〃 〃 〃 6番	3号
〃 〃 〃 ラ197番13	4号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	5号
〃 〃 〃 〃 〃 14	6号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	7号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	8号
〃 〃 〃 〃 〃 15	9号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び奥能登土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成25年8月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請を受理した年月日

平成25年7月31日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 日本きもの文化振興会

3 代表者の氏名

篠原 勉

4 主たる事務所の所在地

金沢市問屋町2丁目30

5 定款に記載された目的

この法人は、県民に対して、和文化の象徴であるきもの振興に関する事業等を行い、加賀友禅をはじめとするきもの文化と情操的效果を広く啓蒙し後世に正しく伝え、日本の伝統文化の普及と発展に貢献することを目的とする。

1 申請を受理した年月日

平成25年7月31日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 クロスジョブ金沢

3 代表者の氏名

中山 肇

4 主たる事務所の所在地

金沢市広岡3丁目1番25号YSビル103

5 定款に記載された目的

この法人は、一般就労を希望する障がいのある人に対し個々人の特性理解に努め、特性に応じた就業支援活動を行うものである。また、障がい者が働きやすい地域環境作りのための施策提言や必要に応じた協働事業に取り組むことにより、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

土地区画整理組合の設立認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成25年8月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称
小松市栗津駅西土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成25年8月16日から平成29年3月31日
- 3 施行地区に含まれる地域の名称
小松市松生町の一部
小松市符津町ヤ、ノ及び念仏の各一部
小松市蓑輪町ヌの一部
これらの区域内に介在する道路、水路敷を含む。
- 4 事務所の所在地
小松市符津町ワ69番地
- 5 設立認可の年月日
平成25年8月8日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所及び小松市役所の掲示板に掲示する。

